

26



薬食総発 0623 第 1 号

雇児母発 0623 第 1 号

平成 22 年 6 月 23 日

各 都道府県
政令市
特別区 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母体保護法第39条第1項の改正について

従来、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを、薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定にかかわらず販売することができる期限については、平成22年7月31日までと定められていたところである（母体保護法（昭和23年法律第156号）第39条第1項）が、平成22年6月23日付けをもって、別添のとおり「母体保護法の一部を改正する法律」（平成22年法律第46号）が公布、施行され、その期限が平成27年7月31日まで延長されたので、御了知の上、その運用に遗漏のないよう御配意願いたい。



(号 外)

法
律

三
次

- | 〔法 律〕 | | 〔政 令〕 | | 〔省 令〕 | |
|---|--|---|---|---|--|
| ○母体保護法の一部を改正する法律
(四六) | ○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令
(一五二) | ○小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
(一五一) | ○小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令
(一五三) | ○輸出貿易管理令の一部を改正する政令
(一五四) | ○税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四二）
○国際連合安全保障理事会決議第十八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（一五八）
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（財務・国土交通三）
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（国土交通三五）
○国際連合安全保障理事会決議第十八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法第十条の規定により管区海上保安本部長に委任する権限を定める省令
(同三六) |
| ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） | ○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一一） | ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） | ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） | ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） | ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） |
| ○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行期日を定める政令（一五六） | ○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一一） | ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） | ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） | ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） | ○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五） |

本号で公布された
法令のあらま

- | |
|--|
| <p>◇母体保護法の一部を改正する法律（法律第四六号）（厚生労働省）</p> <p>都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができることとした。（第三十九条第一項関係）</p> <p>この法律は、公布の日から施行することとした。</p> |
| <p>◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五一一号）（財務省）</p> <p>地方自治法施行六十周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、愛知県、青森県及び佐賀県を題材とすることとした。（別表第三関係）</p> <p>この政令は、公布の日から施行することとした。（別表第一関係）</p> |
| <p>◇小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一五一二号）（経済産業省）</p> <p>小規模企業共済法の一部を改正することとした。期日を平成三年一月一日とするとした。</p> |
| <p>◇小規模企業共済法の一部を改正する政令（政令第一五一三号）（経済産業省）</p> <p>小規模企業共済法施行令の一部を改正し、規定の整理を行なうこととした。（本則関係）</p> |
| <p>◇港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第五五五号）（国土交通省）</p> <p>港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴い、港湾法施行令及び電子情報処理組織による輸出入等港湾業務の処理等に関する法律施行令について所要の規定の整理を行なうこととした。（第一条及び第二条関係）</p> <p>この政令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年七月一日）から施行することとした。</p> |
| <p>◇排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二二年法律第四二号）の施行期日は、平成二二年六月一四日とするとした。</p> <p>排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二二年法律第四二号）の施行期日は、平成二二年六月一四日とするとした。</p> |
| <p>◇港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為を、特定離島港湾施設の存する港湾ごとに国土交通大臣が指定する施設の投棄とし</p> <p>（第一條関係）</p> |

平成22年6月23日 水曜日

官報

- 3 水域の占用の許可等を行うことができる場合を、特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合等とした。(第三条関係)
- 4 この政令は、平成二年六月一四日から施行することとした。
- ◇国際連合安全保障理事会決議第一八七四号等を踏まえ我が國が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令(政令第一五八号)(国土交通省)
- 1 北朝鮮特定貨物
- 2 國際連合安全保障理事会決議第一八七四号等を踏まえ我が國が実施する貨物検査等に関する特別措置法(以下「法」という。)第一條第一号及び二の政令で定める物資の具体的な内容として、核関連物資、化学生兵器関連物資、生物兵器関連物資、ミサイル関連物資、武器その他の物資を定めることとした。(第一条及び別表関係)
- 3 提出貨物の壳卸の方法
- (一) 提出貨物の壳卸は、提出貨物が北朝鮮に輸出されることを防止するために必要な措置を講じた者に対し行うこととした。(第二条第一項関係)
- (二) 壳卸は、競争入札に付して行わなければならぬこととした。ただし、競争入札に付することが適当でないと認められる提出貨物については、随意契約により壳卸することができることとした。(第三条第一項関係)
- (三) 一般競争入札又は指名競争入札に付そうとするときの方法及び随意契約によろづとするときの方針について定めることとした。(第三条第三項(第五項関係))
- 4 提出貨物その他の処分の方法
- 提出貨物その他の処分は、速やかにこれを廃棄することにより行うこととした。(第四条関係)

3 水域の占用の許可等を行うことができる場合

を、特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合等とした。(第三条関係)

この政令は、平成二年六月一四日から施行することとした。

5 国土交通省令・財務省令への委任

法及びこの政令に定めるものほか、法及び

この政令の実施のために必要な手続きその他の事項は、国土交通省令・財務省令で定めることとした。(第五条関係)

6 施行期日

この政令は、法の施行の日から施行することとした。

法 律

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第四十六号

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法(昭和十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「平成二十一年七月三十日」を「平成十七年七月三十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

政 令

厚生労働大臣 長妻 昭
内閣総理大臣 菅 直人

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十一年六月二十二日

御名 御璽

内閣総理大臣 菅 直人

政令第百五十一号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十一年法律第四十二号)第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和六十三年政令第五十号)の一部を次のように改正する。